

制限行為能力者 宅建 H22-01-2 <<#783>>

【問】 正誤をつけよ。

成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却するためには、家庭裁判所の許可が必要である。

【答え】 正しい

《ポイント1》 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可【★基礎必須】

成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。（民法 859 条の 3）

《ポイント2》 財産の管理及び代表【★入門】

後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。（民法 859 条 1 項）

⇒ 成年後見人は代理権を有する